

電気事業法施行規則

平成 7年10月18日通商産業省令第77号

改正：令和 2年 4月10日経済産業省令第37号（火薬類取締法施行規則等の一部を改正する省令）

改正前	改正後
-本則-	
施行日：令和 2年 4月10日	
<p>第七十三条の六 法第五十一条第三項の主務省令で定める時期は、次のとおりとする。◆ 追加◆</p> <p>一 前回の法第五十一条第七項の通知（以下この条において単に「通知」という。）において、使用前自主検査の実施につき十分な体制がとられていると評定された組織であって、前回の法第五十一条第三項の審査（以下「使用前安全管理審査」という。）に係る使用前自主検査が終了した日と前回の通知を受けた日から起算して三年を超えない日との間に第七十三条の三第一号及び第三号の工事の工程において行う使用前自主検査を行ったものについては、前回の通知を受けた日から三年三月を超えない時期</p> <p>二 前号に規定する組織であって、使用前自主検査の実施につき十分な体制を維持することが困難となった組織については、当該体制を維持することが困難となった時期</p> <p>三 前各号に規定する組織以外の組織については、第七十三条の三第一号及び第三号の工事の工程において行う使用前自主検査を行う時期</p>	<p>第七十三条の六 法第五十一条第三項の主務省令で定める時期は、次のとおりとする。ただし、災害その他やむを得ない事由により当該時期に法第五十一条第三項の審査（以下「使用前安全管理審査」という。）を受けることが困難であるときは、経済産業大臣又は電気工作物の設置の場所を管轄する産業保安監督部長が当該事由を勘案して定める時期に受けなければならない。</p> <p>一 前回の法第五十一条第七項の通知（以下この条において単に「通知」という。）において、使用前自主検査の実施につき十分な体制がとられていると評定された組織であって、前回の使用前安全管理審査に係る使用前自主検査が終了した日と前回の通知を受けた日から起算して三年を超えない日との間に第七十三条の三第一号及び第三号の工事の工程において行う使用前自主検査を行ったものについては、前回の通知を受けた日から三年三月を超えない時期</p> <p>二 前号に規定する組織であって、使用前自主検査の実施につき十分な体制を維持することが困難となった組織については、当該体制を維持することが困難となった時期</p> <p>三 前各号に規定する組織以外の組織については、第七十三条の三第一号及び第三号の工事の工程において行う使用前自主検査を行う時期</p>
-本則-	
施行日：令和 2年 4月10日	

<p>第九十四条の二 定期事業者検査は、次に掲げる時期に行うものとする。</p> <p>一 蒸気タービン本体及びその附属設備についての定期事業者検査にあつては、運転が開始された日又は定期事業者検査が終了した日以降四年を超えない時期</p> <p>二 ガスタービン（出力一万キロワット未満の発電設備に係るものに限る。）についての定期事業者検査にあつては、運転が開始された日又は定期事業者検査が終了した日以降三年を超えない時期</p> <p>三 ボイラー及びその附属設備、独立過熱器及びその附属設備、蒸気貯蔵器及びその附属設備、ガスタービン（出力一万キロワット以上の発電設備に係るものに限る。）、液化ガス設備、ガス化炉設備又は脱水素設備についての定期事業者検査にあつては、運転が開始された日又は定期事業者検査が終了した日以降二年を超えない時期</p> <p>四 燃料電池用改質器についての定期事業者検査にあつては、運転が開始された日又は定期事業者検査が終了した日以降十三月を超えない時期</p> <p>五 風力機関及びその附属設備、発電機、変圧器並びに電力用コンデンサーについての定期事業者検査にあつては、運転が開始された日又は定期事業者検査が終了した日以降三年を超えない時期</p> <p>2 次に掲げる場合にあつては、第一項の規定にかかわらず、経済産業大臣又は特定電気工作物の設置の場所を管轄する産業保安監督部長（以下この条において単に「産業保安監督部長」という。）が定める時期に定期事業者検査を行うものとする。</p> <p>一 第九十四条の五第一項第一号又は第二号に規定する組織であると評定されたとき。</p> <p>二 使用の状況から第一項第一号から第四号までに規定する時期に定期事業者検査を行</p>	<p>第九十四条の二 定期事業者検査は、次に掲げる時期に行うものとする。</p> <p>一 蒸気タービン本体及びその附属設備についての定期事業者検査にあつては、運転が開始された日又は定期事業者検査が終了した日以降四年を超えない時期</p> <p>二 ガスタービン（出力一万キロワット未満の発電設備に係るものに限る。）についての定期事業者検査にあつては、運転が開始された日又は定期事業者検査が終了した日以降三年を超えない時期</p> <p>三 ボイラー及びその附属設備、独立過熱器及びその附属設備、蒸気貯蔵器及びその附属設備、ガスタービン（出力一万キロワット以上の発電設備に係るものに限る。）、液化ガス設備、ガス化炉設備又は脱水素設備についての定期事業者検査にあつては、運転が開始された日又は定期事業者検査が終了した日以降二年を超えない時期</p> <p>四 燃料電池用改質器についての定期事業者検査にあつては、運転が開始された日又は定期事業者検査が終了した日以降十三月を超えない時期</p> <p>五 風力機関及びその附属設備、発電機、変圧器並びに電力用コンデンサーについての定期事業者検査にあつては、運転が開始された日又は定期事業者検査が終了した日以降三年を超えない時期</p> <p>2 次に掲げる場合にあつては、第一項の規定にかかわらず、経済産業大臣又は特定電気工作物の設置の場所を管轄する産業保安監督部長（以下この条において単に「産業保安監督部長」という。）が定める時期に定期事業者検査を行うものとする。</p> <p>一 第九十四条の五第一項第一号又は第二号に規定する組織であると評定されたとき。</p> <p>二 使用の状況から第一項第一号から第四号までに規定する時期に定期事業者検査を行</p>
---	---

<p>う必要がないと認めて、産業保安監督部長が定期事業者検査を行うべき時期を定めて承認したとき。</p> <p>三 災害その他非常の場合において、第一項に規定する時期に定期事業者検査を行うことが著しく困難であると認めて、産業保安監督部長が定期事業者検査を行うべき時期を定めて承認したとき。</p> <p>3 前項第二号又は第三号の承認を受けようとする者は、様式第六十一の二の定期事業者検査時期変更承認申請書に使用の状況を記載した書類を添えて、産業保安監督部長に提出しなければならない。ただし、前項第三号の承認を受けようとする場合には、当該書類を添付することを要しない。</p>	<p>う必要がないと認めて、産業保安監督部長が定期事業者検査を行うべき時期を定めて承認したとき。</p> <p>三 災害その他やむを得ない事由により第一項に規定する時期又は前二号の規定により経済産業大臣又は産業保安監督部長が定める時期に定期事業者検査を行うことが著しく困難であると認めて、産業保安監督部長が定期事業者検査を行うべき時期を定めて承認したとき。</p> <p>3 前項第二号又は第三号の承認を受けようとする者は、様式第六十一の二の定期事業者検査時期変更承認申請書に使用の状況を記載した書類を添えて、産業保安監督部長に提出しなければならない。ただし、前項第三号の承認を受けようとする場合には、当該書類を添付することを要しない。</p>
<p>-本則-</p>	
<p>施行日：令和 2年 4月10日</p>	
<p>第九十四条の五 第九十四条第一号から第九号までに掲げる電気工作物の法第五十五条第四項の主務省令で定める時期は、次のとおりとする。◆追加◆</p> <p>一 前回の通知において定期事業者検査の実施につき十分な体制がとられており、かつ、保守管理に関する十分かつ高度な取組を実施していると評価された組織であって、前回の法第五十五条第四項の審査（以下「定期安全管理審査」という。）に係る定期事業者検査が終了した日と前回の通知を受けた日から起算して六年を超えない日との間に定期事業者検査を行ったものについては、前回の通知を受けた日から六年三月を超えない時期</p> <p>二 前回の通知において定期事業者検査の実施につき十分な体制がとられており、かつ、保守管理に関する十分な取組を実施していると評価された組織であって、前回の定</p>	<p>第九十四条の五 第九十四条第一号から第九号までに掲げる電気工作物の法第五十五条第四項の主務省令で定める時期は、次のとおりとする。ただし、災害その他やむを得ない事由により当該時期に法第五十五条第四項の審査（以下「定期安全管理審査」という。）を受けることが困難であるときは、経済産業大臣又は電気工作物の設置の場所を管轄する産業保安監督部長が当該事由を勘案して定める時期に受けなければならない。</p> <p>一 前回の通知において定期事業者検査の実施につき十分な体制がとられており、かつ、保守管理に関する十分かつ高度な取組を実施していると評価された組織であって、前回の定期安全管理審査に係る定期事業者検査が終了した日と前回の通知を受けた日から起算して六年を超えない日との間に定期事業者検査を行ったものについては、前回の通知を受けた日から六年三月を超えな</p>

<p>期安全管理審査に係る定期事業者検査が終了した日と前回の通知を受けた日から起算して四年を超えない日との間に定期事業者検査を行ったものについては、前回の通知を受けた日から四年三月を超えない時期</p> <p>三 前回の通知において定期事業者検査の実施につき十分な体制がとられていると評定された組織であって、前回の定期安全管理審査に係る定期事業者検査が終了した日と前回の通知を受けた日から起算して三年を超えない日との間に定期事業者検査を行ったものについては、前回の通知を受けた日から三年三月を超えない時期</p> <p>四 前各号に規定する組織であって、定期事業者検査の実施につき十分な体制を維持することが困難となった組織については、当該体制を維持することが困難となった時期</p> <p>五 第一号に規定する組織であって、前回の定期安全管理審査に係る定期事業者検査が終了した日と前回の通知を受けた日から起算して六年を超えない日との間に定期事業者検査の時期が到来しなかったもの、第二号に規定する組織であって、前回の定期安全管理審査に係る定期事業者検査が終了した日と前回の通知を受けた日から起算して四年を超えない日との間に定期事業者検査の時期が到来しなかったもの及び第三号に規定する組織であって、前回の定期安全管理審査に係る定期事業者検査が終了した日と前回の通知を受けた日から起算して三年を超えない日との間に定期事業者検査の時期が到来しなかったものについては、定期事業者検査を行う時期</p> <p>六 前各号に規定する組織以外の組織については、定期事業者検査を行う時期</p> <p>2 第九十四条第十号から第十三号までに掲げる電気工作物の法第五十五条第四項の主務省令で定める時期は、次のとおりとする。◆</p>	<p>い時期</p> <p>二 前回の通知において定期事業者検査の実施につき十分な体制がとられており、かつ、保守管理に関する十分な取組を実施していると評定された組織であって、前回の定期安全管理審査に係る定期事業者検査が終了した日と前回の通知を受けた日から起算して四年を超えない日との間に定期事業者検査を行ったものについては、前回の通知を受けた日から四年三月を超えない時期</p> <p>三 前回の通知において定期事業者検査の実施につき十分な体制がとられていると評定された組織であって、前回の定期安全管理審査に係る定期事業者検査が終了した日と前回の通知を受けた日から起算して三年を超えない日との間に定期事業者検査を行ったものについては、前回の通知を受けた日から三年三月を超えない時期</p> <p>四 前各号に規定する組織であって、定期事業者検査の実施につき十分な体制を維持することが困難となった組織については、当該体制を維持することが困難となった時期</p> <p>五 第一号に規定する組織であって、前回の定期安全管理審査に係る定期事業者検査が終了した日と前回の通知を受けた日から起算して六年を超えない日との間に定期事業者検査の時期が到来しなかったもの、第二号に規定する組織であって、前回の定期安全管理審査に係る定期事業者検査が終了した日と前回の通知を受けた日から起算して四年を超えない日との間に定期事業者検査の時期が到来しなかったもの及び第三号に規定する組織であって、前回の定期安全管理審査に係る定期事業者検査が終了した日と前回の通知を受けた日から起算して三年を超えない日との間に定期事業者検査の時期が到来しなかったものについては、定期事業者検査を行う時期</p>
--	---

<p>追加◆</p> <p>一 前回の通知において定期事業者検査の実施につき十分な体制がとられており、かつ、保守管理に関する十分かつ高度な取組を実施していると評定された組織については、前回の通知を受けた日から六年三月を超えない時期</p> <p>二 前号に規定する組織以外の組織については、前回の通知を受けた日から三年三月を超えない時期</p> <p>三 第一号及び第二号に規定する組織であつて、定期事業者検査の実施につき体制を維持することが困難となった組織については、当該体制を維持することが困難となった時期</p>	<p>六 前各号に規定する組織以外の組織については、定期事業者検査を行う時期</p> <p>2 第九十四条第十号から第十三号までに掲げる電気工作物の法第五十五条第四項の主務省令で定める時期は、次のとおりとする。ただし、災害その他やむを得ない事由により当該時期に定期安全管理審査を受けることが困難であるときは、経済産業大臣又は電気工作物の設置の場所を管轄する産業保安監督部長が当該事由を勘案して定める時期に受けなければならない。</p> <p>一 前回の通知において定期事業者検査の実施につき十分な体制がとられており、かつ、保守管理に関する十分かつ高度な取組を実施していると評定された組織については、前回の通知を受けた日から六年三月を超えない時期</p> <p>二 前号に規定する組織以外の組織については、前回の通知を受けた日から三年三月を超えない時期</p> <p>三 第一号及び第二号に規定する組織であつて、定期事業者検査の実施につき体制を維持することが困難となった組織については、当該体制を維持することが困難となった時期</p>
<p>-本則-</p>	
<p>施行日：令和 2年 4月10日</p>	
<p>第三節 一般用電気工作物 (一般用電気工作物の調査)</p> <p>第九十六条 法第五十七条第一項の経済産業省令で定める場合は、次のとおりとする。</p> <p>一 電線路維持運用者が維持し、及び運用する電線路と直接に電氣的に接続する一般用電気工作物が、当該電線路を介して供給される電気を使用するものである場合以外の場合</p> <p>二 電線路維持運用者が維持し、及び運用する電線路が、災害その他非常の場合に、一</p>	<p>第三節 一般用電気工作物 (一般用電気工作物の調査)</p> <p>第九十六条 法第五十七条第一項の経済産業省令で定める場合は、次のとおりとする。</p> <p>一 電線路維持運用者が維持し、及び運用する電線路と直接に電氣的に接続する一般用電気工作物が、当該電線路を介して供給される電気を使用するものである場合以外の場合</p> <p>二 電線路維持運用者が維持し、及び運用する電線路が、災害その他非常の場合に、一</p>

時的に、当該電線路と直接に電氣的に接続する一般用電気工作物に供給される電気の電路となる場合

2 法第五十七条第一項の規定による調査は、次の各号により行うものとする。

一 調査は、一般用電気工作物が設置された時及び変更の工事（ロに掲げる一般用電気工作物にあっては、受電電力の容量の変更を伴う変更の工事に限る。）が完成した時に行うほか、次に掲げる頻度で行うこと。

◆追加◆

イ ロに掲げる一般用電気工作物以外の一般用電気工作物にあっては、四年に一回以上

ロ 一般用電気工作物の所有者又は占有者から一般用電気工作物の点検の業務（以下「点検業務」という。）を受託する事業を行うことについて、当該受託事業を行う区域を管轄する産業保安監督部長（当該受託事業を行う区域が二以上の産業保安監督部の管轄区域にわたるときは、経済産業大臣。以下「所轄産業保安監督部長」という。）の登録を受けた法人（以下「登録点検業務受託法人」という。）が点検業務を受託している一般用電気工作物（以下「受託電気工作物」という。）にあっては、五年に一回以上

二 法第五十七条第二項の規定による通知をしたときは、その通知に係る一般用電気工作物について、その通知後相当の期間を経過したときに、その一般用電気工作物の所有者又は占有者の求めに応じて再び調査を行うこと。

三 調査は、法第九十条第一項第二号イからハまでのいずれかに該当する者が行うこと。

四 調査を行う者（以下「調査員」という。）は、その身分を示す証明書を携帯し、関

時的に、当該電線路と直接に電氣的に接続する一般用電気工作物に供給される電気の電路となる場合

2 法第五十七条第一項の規定による調査は、次の各号により行うものとする。

一 調査は、一般用電気工作物が設置された時及び変更の工事（ロに掲げる一般用電気工作物にあっては、受電電力の容量の変更を伴う変更の工事に限る。）が完成した時に行うほか、次に掲げる頻度で行うこと。

ただし、災害その他やむを得ない事由により当該頻度で行うことができなかった場合には、当該災害その他やむを得ない事情がやんだ後速やかに調査を行うものとする。

イ ロに掲げる一般用電気工作物以外の一般用電気工作物にあっては、四年に一回以上

ロ 一般用電気工作物の所有者又は占有者から一般用電気工作物の点検の業務（以下「点検業務」という。）を受託する事業を行うことについて、当該受託事業を行う区域を管轄する産業保安監督部長（当該受託事業を行う区域が二以上の産業保安監督部の管轄区域にわたるときは、経済産業大臣。以下「所轄産業保安監督部長」という。）の登録を受けた法人（以下「登録点検業務受託法人」という。）が点検業務を受託している一般用電気工作物（以下「受託電気工作物」という。）にあっては、五年に一回以上

二 法第五十七条第二項の規定による通知をしたときは、その通知に係る一般用電気工作物について、その通知後相当の期間を経過したときに、その一般用電気工作物の所有者又は占有者の求めに応じて再び調査を行うこと。

三 調査は、法第九十条第一項第二号イからハまでのいずれかに該当する者が行うこと

<p>係人の請求があったときは、これを提示すること。</p> <p>五 調査は、測定器又は目視による方法その他の適切な方法により行うこと。</p>	<p>。</p> <p>四 調査を行う者（以下「調査員」という。）は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示すること。</p> <p>五 調査は、測定器又は目視による方法その他の適切な方法により行うこと。</p>
<p>-改正法・附則・題名- ～令和 2年 4月10日 経済産業省 令 第37号～</p>	
<p>施行日：令和 2年 4月10日</p>	
<p>◆追加◆</p>	<p>附 則（令和二・四・一〇経産令三七）</p>
<p>-改正法・附則- ～令和 2年 4月10日 経済産業省 令 第37号～</p>	
<p>施行日：令和 2年 4月10日</p>	
<p>◆追加◆</p>	<p>この省令は、公布の日から施行する。</p>
